

平成 25 年 12 月 17 日

各 位

株式会社北洋銀行

自己株式(優先株式)取得枠の設定について

当行は本日開催の取締役会において、平成 26 年 3 月 11 日に臨時株主総会を開催し、公的資金に係る第 1 種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）を株式会社整理回収機構から取得することを目的に、自己株式（優先株式）の取得枠設定について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。（詳細は別添の「自己株式（優先株式）取得枠の設定に関するお知らせ」を参照願います。）

記

1. 自己株式（優先株式）取得枠設定の理由

当行は平成 21 年 3 月末に、道内の中小企業を中心とするお取引先への円滑な資金供給を目的に、株式会社整理回収機構を引受先として第 1 種優先株式 1,000 億円を発行し、公的資金の注入を受けました。

以降、お取引先に向けた資金供給はもとより、ビジネスマッチングや海外進出支援など、地域経済のサポートに取組んできたほか、収益力の強化と財務健全性の向上に努めてまいりました。この結果、当行単体の利益剰余金は平成 25 年 9 月末時点で 968 億円まで積み上がったほか、平成 25 年 7 月には簿価ベースで 300 億円相当の公的資金を部分返済しております。

加えて、これまで実施してきたリスク削減の一環として、平成 25 年 10 月以降、保有している有価証券のうち価格変動リスクの高い有価証券の一部を、順次売却、解約したことに伴い、売却益を 701 億円確保（平成 25 年 12 月 12 日時点）致しました。

以上の通り、これまで積み上げた利益剰余金と当該有価証券売却益によって、公的資金の残額 700 億円（簿価ベース）を完済する原資が確保されたこと、および完済後の自己資本比率も公的資金注入直後の自己資本比率（9.5%）を上回る 10% 以上を確保できる見通しであることから、平成 26 年 3 月 11 日に臨時株主総会を開催し、会社法第 156 条第 1 項および同第 160 条第 1 項の規定に基づき、自己株式（優先株式）取得枠を設定することを付議するものです。

2. 当行の普通株主の皆様、ならびに当行をご利用のお客様へ

本件は、当行が発行し株式会社整理回収機構が保有する第 1 種優先株式の取得および消却を目的とするものであり、普通株主の皆様に特別なお手続きをいただく必要はございません。

また当行のお客様につきましても、これまでどおりに商品・サービスをご利用いただけます。

以 上



平成 25 年 12 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 北 洋 銀 行
代 表 者 取締役頭取 石 井 純 二
(コード番号 8524 東証第一部・札証)
問合せ先責任者 取締役経営企画部長 藤井 文世

自己株式（優先株式）取得枠の設定に関するお知らせ

当行は本日開催の取締役会において、平成 26 年 3 月 11 日に臨時株主総会を開催し、公的資金に係る第 1 種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）を株式会社整理回収機構から取得することを目的に、自己株式（優先株式）の取得枠設定について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式（優先株式）取得枠の設定の理由

当行は平成 21 年 3 月末に、道内の中小企業を中心とするお取引先への円滑な資金供給を目的に、株式会社整理回収機構を引受先として本優先株式 1,000 億円を発行いたしました。

以降当行は、お取引先に向けた資金供給はもとより、ビジネスマッチングや海外進出支援など、地域経済のサポートに取組んできたほか、収益力の強化と財務健全性の向上に努めてまいりました。

この結果、当行単体の利益剰余金は平成 25 年 9 月末時点で 968 億円まで積み上がったほか、平成 25 年 7 月には簿価ベースで 300 億円相当の公的資金を部分返済しております。

加えて、これまで実施してきたリスク削減の一環として、平成 25 年 10 月以降、保有している有価証券のうち価格変動リスクの高い有価証券の一部を、順次売却、解約したことに伴い、売却益を 701 億円確保（平成 25 年 12 月 12 日時点）致しました。

以上の通り、これまで積み上げた利益剰余金と当該有価証券売却益によって、公的資金の残額 700 億円（簿価ベース）を完済する原資が確保されたこと、および完済後の自己資本比率も公的資金注入直後の自己資本比率（9.5%）を上回る 10% 以上を確保できる見通しであることから、平成 26 年 3 月 11 日に臨時株主総会を開催し、会社法第 156 条第 1 項および同第 160 条第 1 項の規定に基づき、自己株式（優先株式）取得枠を設定することを付議するものです。

なお、実際の取得にあたっては、関係当局との協議を行ったうえで、当行の財務状況や株価及び経済動向を総合的に判断して、適切に対応してまいります。

2. 自己株式（優先株式）取得枠の内容^(注1)

株式会社整理回収機構が保有する本優先株式について、下記の内容で自己株式（優先株式）取得枠を設定するものです。

① 取得する株式の種類	第 1 種優先株式
② 取得する株式の数	上限 140,000,000 株 (発行済第 1 種優先株式総数に対する割合 100%)

(③) 株式の取得対価の内容	金銭
(④) 株式の取得価額の総額	上限 87,500,000,000 円 ^(注2)
(⑤) 株式を取得できる期間	平成 26 年 3 月 11 日開催予定の臨時株主総会終結の時から 1 年間
(⑥) 取得先	株式会社整理回収機構

(注1) 本取得枠の設定は、平成 26 年 3 月 11 日開催予定の当行臨時株主総会において可決されることが条件となります。

(注2) 株式の取得価額の総額は、第三者算定機関である大和証券株式会社による第 1 種優先株式の理論価値の算定結果および当行を取り巻く市場環境・経済動向などを総合的に勘案した上で決定したものです。なお、実際の取得にあたっては、関係当局との協議を行ったうえで、当行の財務状況や株価および経済動向等を総合的に判断して、適切に対応してまいります。また、取得の際には、第三者算定機関である大和証券株式会社による第 1 種優先株式の理論価値の算定結果を再度取得する予定です。

3. 取得先の概要

(1) 名 称	株式会社整理回収機構
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤田 昇三
(4) 事 業 内 容	貸付債権等の買取り及びその管理・回収、金融機関が発行する株式等の引受け、金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付け、信託受益権の買取り など
(5) 資 本 金	120 億円
(6) 設 立 年 月 日	平成 8 年 7 月 26 日
(7) 大株主及び持株比率	預金保険機構 100%
(8) 当行と取得先の関係	
資 本 関 係	取得の相手方は、本優先株式 140,000,000 株を所有しております。
人 的 関 係	人的関係はございません。
取 引 関 係	預金取引を行っております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はございません。

以 上